

平成23年第1回羅臼町議会定例会（第1号）

平成23年3月9日（水曜日）午前10時開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 診療所建設調査特別委員会報告
- 日程第 6 議案第17号 根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を求めること
について
- 日程第 7 議案第 2号 平成22年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第 8 議案第 3号 平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正
予算
- 日程第 9 議案第 4号 平成22年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第 5号 平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会
計補正予算
- 日程第11 議案第 6号 平成23年度目梨郡羅臼町一般会計予算
- 日程第12 議案第 7号 平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第13 議案第 8号 平成23年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計予算
- 日程第14 議案第 9号 平成23年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計予
算
- 日程第15 議案第10号 平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会
計予算
- 日程第16 議案第11号 平成23年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算
- 日程第17 議案第14号 職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定
について

○出席議員（9名）

議 長	10番	村 山 修 一 君	1番	湊 屋 稔 君
	2番	田 中 良 君	3番	高 島 讓 二 君
	4番	小 野 哲 也 君	5番	坂 本 志 郎 君
	6番	鹿 又 政 義 君	7番	佐 藤 晶 君

○欠席議員（1名）

9 番 松 原 臣 君

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

eq YoYad(副 町 長,) 鈴木 日出男 君
教 育 長 池 田 栄 寿 君 監 査 委 員 査 委 員 浦 崎 頼
男 君
教 育 委 員 長 石 川 勝 君 総 務 企 画 財 政 課 長 政 課 長 寺 澤 哲
也 君
総 務 企 画 財 政 課 参 事 課 参 事 佐 藤 行 広 君 税 務 課 長 務 課 長 野 理
幸 文 君
町 民 生 活 課 長 活 課 長 五十嵐 勝 彦 君 保 健 福 祉 課 長 祉 課 長 渡 辺
憲 爾 君
保 健 福 祉 課 長 補 佐 長 補 佐 堺 昇 司 君 地 域 包 括 ケ ア 支 援 セ ン タ ー 課 長 一 課 長 斉 藤
健 治 君
環 境 管 理 課 長 理 課 長 川 端 達 也 君 水 産 商 工 観 光 課 長 光 課 長 石
田 順 一 君
建 設 水 道 課 長 道 課 長 高 橋 力 也 君 建 設 水 道 課 長 補 佐 長 補 佐 石
岡 章 君
学 務 課 長 太 田 洋 二 君 社 会 教 育 課 長 中 田 靖 君
郷 土 資 料 室 長 料 室 長 涌 坂 周 一 君 診 療 所 事 務 長 事 務 長 工
藤 勝 利 君
診 療 所 事 務 課 長 務 課 長 対 馬 憲 仁 君 会 計 管 理 者 管 理 者 嶋
勝 彦 君

○職務のため議場に参加した者

議 会 事 務 局 長 務 局 長 久 保 田 誠 君 次 長 大 沼 良
司 君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（村山修一君） おはようございます。ただいまの出席議員は9人です。定足数に達しておりますので、平成23年第1回羅臼町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

議事日程予定表及び本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、1番湊屋稔君及び2番田中良君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（村山修一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日3月9日から3月10日までの2日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 御異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日3月9日から3月10日までの2日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。資料は議長の手元に保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（村山修一君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） 皆さん、おはようございます。

平成23年羅臼町議会第1回定例会を開催いたしましたところ、議員各位には万障繰り合わせ御出席をいただき、提出議案等の御審議をいただけますことをお礼申し上げます。

本定例会の開会前に、ただいま、鹿又政義議員、佐藤晶議員、松原臣議員、村山修一議員が全国町村議長会より長年の議員活動の功績に対し、自治功労者表彰の伝達が行われました。まことにめでとうございます。受賞されました議員皆様には、さらなる御活躍と町行政の執行に対し御指導を賜りますよう、祝意とあわせお願いを申し上げます。

ここで、お許しをいただきましたので、3件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、国保診療所の運営についてであります。

羅臼町国保診療所の運営につきましては、これまで公設民営化も視野に検討を進めてきたところではありますが、去る2月24日、釧路市内の社会医療法人孝仁会と指定管理者制度導入に向けて、村山議長、手塚所長の御同席をいただき、基本合意の調印を行ったところであります。

持続可能な地域医療を町民に提供していくためには、安定した診療所経営、医療スタッフの招聘等が重要であり、今回の調印により民間法人の経営ノウハウを生かした効率的な診療所経営、さらには、より充実した医療サービスの提供が可能となるものと考えているところであります。導入時期は、診療所の改築に合わせ平成24年4月を予定しており、今後は導入に向けた諸準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

2件目は、国勢調査の人口調査結果についてであります。

昨年10月1日に実施した平成22年の国勢調査人口の速報集計結果が発表されましたので御報告いたします。

羅臼町の人口は、平成17年実施の前回調査から656人少ない5,884人で、率にして10.0%の減少でありました。また、世帯数では前回より91世帯少ない2,177世帯で、率にして4.0%の減で、羅臼町にとって大きな減少となりました。今後は、この減少結果を踏まえ、その分析を行い、少しでも人口増員につながるような施策等を検討し、実施してまいらなければならないものと考えております。

3件目は、鮮魚取扱高、3月7日現在の状況でございます。お手元に配付してございますけれども、トータルでは数量で昨年同期から比べて57%、金額にして60.4%という大きな落ち込みであります。

特に、スケソウにあつては数量で57.8%、金額では55.8%と、さらにタラにあつては数量で53.6%、金額では66.1%と。したがいまして、タラ、スケソウの大幅な減少がそのまま全体の実績としてあらわれているところであります。4月以降の各漁種の水揚げに希望をつなぎ期待をしたいというふうに思っているところでございます。

以上、3件行政報告をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（村山修一君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 診療所建設調査特別委員会報告

○議長（村山修一君） 日程第5 診療所建設調査特別委員会報告を議題とします。

委員長の報告を求めます。

診療所建設調査特別委員会副委員長鹿又政義君。

○診療所建設調査特別委員会副委員長（鹿又政義君） 平成23年3月9日、羅臼町議会議長村山修一様。診療所建設調査特別委員会委員長松原臣。

診療所建設調査特別委員会報告書。

本委員会に付託された調査事件について、調査結果を別紙のとおり会議規則第75条の規定により報告します。

1、調査事件、診療所建設に関する調査、検討。

2、調査の結果。

本委員会は、平成21年5月8日開催の第2回臨時議会において設置され、5月から8月まで6回の委員会を開催し、診療所の建設場所について検討を進め、9月議会において場所の決定について中間報告したところであります。

その後、診療所の建設位置について、平成21年10月から平成22年5月までに6回の委員会を開催し、さまざまな角度から調査、検討を進め、位置の決定をしました。

平成22年7月と11月に第13回及び第14回の委員会を開催し、施設の概要について協議を進めました。そして、平成23年1月の第15回と2月の第17回の委員会においては、施設の変更等と今後の診療所の運営体制について、公設民営の方向と進捗状況を確認したところであります。

3、意見。

診療所の建設場所及び位置が確定した後、建設事業は事業実施の方法の決定、事業の業者の選定、基本設計、実施設計の発注など具体的に進んできたところであります。

診療所は、町民が将来にわたり利用する施設であり、次代を当町で過ごす町民のためにも、場所の問題や敷地を有効に活用するための位置の問題。また、施設の機能や医療機器の導入など、いずれも重要な問題であります。

当委員会では、まちが示す資料に基づき、調査、検討を進めてきました。建設場所や位置につきましても、利用者の利便性、土地の有効活用、診療所を開設しながらの建てかえに伴う経費の問題などを踏まえて議論を重ねてきました。

利用者の利便性は、高齢者の利用が多い実態から考慮すべきものであり、バス利用者の利便性や駐車場の確保を視野に入れた検討が必要であります。

また、土地の有効活用の面では、9月議会の中間報告でも述べたように、狭い敷地の有

効利用を考慮した場所や位置の決定が重要であります。そして、診療所を開設しながらの建てかえでありますので、工事期間の問題や、それに伴う建設コストの圧縮をそれぞれ比較、検討する必要がありました。

これらのことを踏まえ、まちからの資料、診療所所長との懇談等も参考に検討した結果、当委員会の結論としては、まちの提案する場所及び位置が望ましいとの結論に達しました。

施設の概要につきましては、基本的な事項について、まちが示す設計図及び工事内容と行程、備品の購入計画、収支計画、人材確保等の説明をいただきました。

あわせて今後の診療所の運営につきまして、公設民営という方向が提案されましたが、現状の地域医療の崩壊、医師確保の課題と当町が直面している医療体制の状況を勘案したとき、将来的に考えても、まち単独での取り組みが厳しい状況にあることを踏まえると、公設民営のあり方を模索する方向が現実的であるという理解ではありますが、重要なのは入院病棟の再開、24時間救急の再開、そして訪問診療等の確かな体制の確立と、それらを継続しながらの今後の診療所の安定運営であります。

羅臼町の医療ビジョンを基本的に据えながら、持続可能な医療体制の確立に向けさらなる調査、研究を進め、安心して過ごせるまちづくりを目指して鋭意努力してほしいと願うところであります。

最後に、平成21年5月の第1回委員会から平成23年2月まで17回にわたり、本町の診療所建設とあわせて医療体制の充実について真摯に議論をしていただきました委員の皆さん、そして大変お忙しい中、本委員会に出席願ひ、説明、議論いただきました町長を初め職員の皆さんに心より感謝を申し上げ、本委員会の報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（村山修一君） 報告が終わりました。

以上で、日程第5 診療所建設調査特別委員会報告は報告済みといたします。

**◎日程第6 議案第17号 根室町村等公平委員会委員の選任につき
同意を求めることについて**

○議長（村山修一君） 日程第6 議案第17号根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま上程されました議案第17号でございます。63ページでございます。

根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

根室町村等公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項

の規定に基づき、議会の同意を求める。

記。

住所、標津郡標津町北2条東1丁目1番11号。

指名は渡辺好之。生年月日については、昭和18年11月8日、満67歳。

任期につきましては、平成23年4月1日から平成27年3月31日まででございます。

渡辺好之氏につきましては、平成19年4月から公平委員会の委員として現在に至っているわけでございます。

人格識見ともに最適任であり、再任いたしたく四町の協議が整いましたので、満堂の御賛同をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第17号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第17号根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎日程第7 議案第2号平成22年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第7 議案第2号平成22年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま上程されました議案第2号平成22年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算並びに、この後、上程を予定されております議案第16号まで、それぞれ副町長以下、担当職員をして説明をいたさせますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の1ページをお願いいたします。

議案第2号平成22年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成22年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,781万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億2,268万円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、債務負担行為の補正でございます。

債務負担行為の変更は、第2表債務負担行為補正によるところでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

11款分担金及び負担金44万円を減額し、4,478万9,000円。2項負担金44万円を減額し、4,171万8,000円。

12款使用料及び手数料108万8,000円を減額し、1億7,811万円。1項使用料108万8,000円を減額し、1億4,744万9,000円。

13款国庫支出金631万9,000円を追加し、2億1,263万2,000円。1項国庫負担金330万3,000円を減額し、1億1,310万6,000円。2項国庫補助金962万2,000円を追加し、9,590万6,000円。

14款道支出金262万8,000円を減額し、1億3,575万8,000円。1項道負担金165万1,000円を減額し、6,282万6,000円。2項道補助金5万7,000円を追加し、5,349万8,000円。3項道委託金103万4,000円を減額し、1,943万4,000円。

16款1項寄附金4,580万円を追加し、6,911万8,000円。

17款繰入金1項基金繰入金319万9,000円を減額し、141万5,000円。

18款1項繰越金1,248万円を減額し、1,036万5,000円。

19款諸収入437万3,000円を減額し、3,164万円。4項雑入437万3,000円を減額し、3,026万5,000円。

20款1項町債10万円を減額し、2億9,993万6,000円。

歳入合計2,781万1,000円を追加し、37億2,268万円。

歳出でございます。

2款総務費7,962万2,000円を追加し、9億4,283万6,000円。1項総務管理費8,058万7,000円を追加し、9億916万2,000円。4項選挙費101万2,000円を減額し、975万4,000円。6項監査委員費4万7,000円を追加し、137万8,000円。

3款民生費1,465万3,000円を減額し、4億4,211万9,000円。1項社会福祉費1,440万3,000円を減額し、3億3,907万3,000円。2項児童福祉費25万円を減額し、1億290万6,000円。

4款衛生費236万5,000円を減額し、5億8,385万8,000円。1項保健衛生費1,027万円を追加し、2億4,385万6,000円。3項清掃費1,263万5,000円を減額し、3億3,276万7,000円。

5款農林水産業費47万7,000円を追加し、5,972万1,000円。1項農業費47万7,000円を追加し、1,529万4,000円。

6款1項商工費237万4,000円を減額し、9,227万3,000円。

8款教育費911万6,000円を減額し、2億3,532万5,000円。2項小学校費30万6,000円を減額し、4,081万1,000円。3項中学校費60万6,000円を減額し、2,864万7,000円。4項幼稚園費559万円を減額し、1,760万9,000円。6項保健体育費261万4,000円を減額し、9,337万2,000円。

9款1項公債費222万3,000円を減額し、4億7,087万7,000円。

10款1項職員費2,155万7,000円を減額し、7億9,668万3,000円。

歳出合計、2,781万1,000円を追加し、37億2,268万円。

4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為の補正でございます。

変更で、畜産担い手育成総合整備事業につきましては1年の延長でございまして、期間「20年から22年」を「20年から23年」に、限度額「2,633万6,000円」を「3,032万5,000円」に変更するものでございます。

5ページをお願いいたします。事項別明細書の説明をさせていただきます。

歳入でございます。

11款分担金及び負担金2項負担金2目民生費負担金44万円の減額につきましては、説明欄にありますとおり実行見込みによるところの減額でございます。

12款使用料及び手数料1項使用料5目商工使用料108万8,000円の減額でございます。温泉ホテル1軒の営業廃止に伴う減額でございます。

13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金330万3,000円につきましては、それぞれ実行見込みによるところの減額でございます。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1,002万4,000円、3目衛生費国庫補助金40万2,000円の減額につきましても、それぞれ事業の確定、あるいは追加交付、実績に伴う減額、追加でございます。

14款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金165万1,000円の減額、2項道補助金2目民生費道補助金26万3,000円の追加、3目衛生費道補助金21万3,000円の減額、4目農林水産業費道補助金7,000円の追加につきましては、それぞれ事業の確定、あるいは実行見込みによるところの減額、追加でございます。

3項道委託金1目総務費道委託金103万4,000円の減額につきましては、参議院議員の執行経費の実行によるものでございます。

16款寄附金、7ページ、8ページをお願いいたします。

総務費寄附金4,822万円の追加につきましては、郷土資料の整備に100万円、診

療所改築に21件4,721万円、北方領土返還運動に1件5,000円、知床の自然保護に1件5,000円の善意の寄附をいただいたところでございます。

4目衛生費寄附金242万円の減額につきましては、水産系廃棄物処理施設のホイローダー購入に伴う入札減で、それぞれ各団体の減でございます。

17款繰入金1項基金繰入金1目基金繰入金319万9,000円は、財政調整基金の減額でございます。

18款1項1目繰越金1,248万円につきましては、前年度繰越金の減額でございます。

19款諸収入4項3目雑入437万3,000円につきましては、事業の確定に伴う減額でございます。

20款1項1目町債10万円につきましても、事業の確定に伴う減額でございます。

9ページをお願いいたします。歳出の説明をいたします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費7,720万7,000円の追加でございます。

まず、委託料につきましては、事業の確定に伴う減額でございます。積立金につきましては、財政調整基金に3,000万円の積み立て、体育文化基金につきましては歳入で申し上げましたとおり100万円の善意の寄附金を積み立てるものでございます。知床まちづくり基金につきましても、善意の寄附4,722万円を積み立てるものでございます。

7目自治振興費392万円の減額につきましては、事業の確定に伴う減額でございます。

10目財産管理費70万円の減額につきましても、事業確定に伴う減額でございます。

11目企画費800万円の追加でございます。これにつきましては、地域活性化交付金、住民生活に光をそそぐ交付金800万円の追加交付がございました。これにつきましては、郷土資料室に伴う設計委託、備品購入、消耗品購入にそれぞれ充てるものでございます。

4目選挙費1項選挙管理委員会費2万2,000の追加につきましては、委員の辞職、そして就任に伴うために報酬の増となることで追加の補正でございます。

2目参議院選挙費103万4,000円の減額につきましては、確定に伴うものでございます。

6款1目監査委員費4万7,000円の追加につきましては、委員の退任あるいは就任に伴う追加でございます。

3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費382万1,000円の減額、4目心身障害者特別対策費618万7,000円の減額、5目心身障害者医療費100万円の減額、6目ひとり親福祉医療費50万円の追加、特別会計繰出金98万7,000円の減額、9目後期高齢者医療費290万8,000円の減額につきましては、それぞれ説明欄にありますとおり事業の確定、あるいは実行見込みによるところの減額追加でございます。

2項児童福祉費1目児童措置費25万円の減額につきましても、確定によるところでございませう。

15ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費80万5,000円の減額。4目特別会計繰出金1,207万5,000円の追加。5目乳幼児等医療費につきましてもは100万円の減額。予防費、乳幼児等医療費につきましてもは、それぞれ実行見込みによるところの減額でございませうが、特別会計繰出金につきましてもは国保診療所に繰り出すものでございませうして、特別会計で説明をいたしますが、診療所の改築に伴う実施設計の変更に伴う増の繰り出してございませう。

3項清掃費1目清掃総務費972万7,000円の減額、3目水産系廃棄物処理施設費290万8,000円の減額につきましてもは、それぞれ確定によるところの減額でございませう。

5款農林水産業費1目農業費1項農業費1目農業総務費1万5,000円の追加。

17ページをお願いいたします。

2目農業振興費46万2,000円の追加につきましてもは、それぞれ事業の増によるところの追加でございませう。

6款1項商工費7目温泉供給費8目自然と緑の村施設管理費、温泉供給費は174万4,000円の減額、自然と緑の村施設管理費は63万円の減額、それぞれ事業の確定実行見込みによるところの減額でございませう。

8款教育費2項小学校費2目教育振興費30万6,000円の減額につきましてもは、事業の確定によるところでございませう。3項中学校費2目教育振興費60万6,000円の減額につきましても、それぞれ確定に伴うものでございませう。4項幼稚園費1目幼稚園管理費559万円の減額につきましても、それぞれ実行見込みあるいは事業の確定によるところでございませう。

6項保健体育費5目温泉プール管理費121万5,000円の減額、6目給食センター管理費139万9,000円の減額につきましても、それぞれ事業の確定、あるいは実行見込みによるところの減額でございませう。

9款1項公債費1目元金222万3,000円の減額につきましてもは、本年度の償還の確定に伴うところの減額でございませう。

10款1項職員費1目職員給与費2,155万7,000円の減額につきましてもは、人事院勧告による減額、あるいは共済組合の率の変更に伴う額の確定による減額によるところでございませう。

以上でございませう。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第2号一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第2号平成22年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号 平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第8 議案第3号平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺憲爾君） 議案第3号平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

平成22年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ624万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,839万4,000円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものです。

25ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

1款1項国民健康保険税110万円を減額し4億9,142万8,000円。3項国庫支出金6万円を減額し、3億2,610万8,000円。2項国庫補助金6万円を減額し、3,120万7,000円。

9款繰入金124万3,000円を減額し、9,171万2,000円。2項他会計繰入金124万3,000円を減額し、9,065万8,000円。

10款1項繰越金374万8,000円を追加し、2,614万2,000円。

11款諸収入489万5,000円を追加し、505万1,000円。2項雑入489万5,000円を追加し、504万9,000円。

歳入合計624万円を追加し、11億8,839万4,000円。

歳出です。

1款総務費50万8,000円を追加し、3,230万1,000円。1項総務管理費50万8,000円を追加し、2,744万9,000円。

3款保険給付費126万円を減額し、7億9,044万9,000円。4項出産育児諸費126万円を減額し、1,134万円。

9款公債費1項一般公債費70万円を減額し、5万円。

10款諸支出金813万5,000円を追加し、876万5,000円。1項償還金及び還付加算金813万5,000円を追加し、875万5,000円。

11款1項職員費44万3,000円を減額し、1,242万1,000円。

歳出の合計は624万円を追加し、11億8,839万4,000円。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

歳入です。

1款1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税で110万円の減額です。一般被保険者の医療給付費滞納繰越分の減額です。

3款国庫支出金2項国庫補助金4目出産育児一時金補助金で6万円の減額です。歳出での減額補正に伴い、補助金が減額となるものであります。

9款繰入金2項他会計繰入金1目一般会計繰入金で124万3,000円の減額です。職員給与費等繰入金が44万3,000円、出産育児一時金が80万円の減額。歳出における減額補正に伴うものであります。

10款1項1目繰越金で374万8,000円の追加です。歳出の補正財源を前年度繰越金に求めたものです。

11款諸収入2項5目雑入で489万5,000円の追加です。平成21年度の療養給付費等負担金の確定による追加交付分であります。これにより、歳入合計624万円を追加するものです。

29ページ、歳出です。

1款総務費1項総務管理費2目連合会負担金で50万8,000円の追加です。国保連合会の負担金です。国保総合システム導入に係る機器の公会計費についての負担分です。

3款保険給付費4項出産育児諸費1目出産育児一時金で、120万6,000円の減額です。出産予定数の減少により減額をするものです。

9款公債費1項一般公債費1目利子70万円の減額です。一時借入金の利子の不用額を減額するものであります。

10款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金813万5,000円の追加です。平成21年度療養給付費等の確定により、超過交付分となった額を返還するものです。

11款1項職員費1目職員給与費で44万3,000円の減額です。人事院勧告の給与

改定に伴う職員2名分の給与費等の削減によるものであります。

これにより、歳出補正額は624万円を追加し、11億8,839万4,000円となるものです。なお、この補正予算につきましては、3月1日に開催されました第1回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり承認をいただいておりますことを申し添えます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第3号国保会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第3号平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号 平成22年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第9 議案第4号平成22年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（堺 昇司君） 議案の34ページをお願いします。

議案第4号平成22年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

平成22年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,367万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,580万3,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額を第1表、歳入歳出予算補正に定めるものです。

なお、今回の補正につきましては、年度末を迎え、事業費の見込み、並びに交付金等の確定により補正するものでございます。

35ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正でございます。
歳入でございます。

1款1項介護保険料128万6,000円を追加し、6,071万9,000円。

3款国庫支出金160万1,000円を追加し、7,256万3,000円。1項国庫負担金128万2,000円を追加し、5,551万3,000円。2項国庫補助金31万9,000円を追加し、1,705万円。

4款1項支払基金交付金192万3,000円を追加し、9,365万7,000円。

5款道支出金80万円を追加し、4,324万3,000円。

1項道負担金80万円を追加し、4,223万7,000円。

6款財産収入1項財産運用収入4,000円を追加し、6,000円。

7款繰入金25万6,000円を追加し、5,446万円。

1項他会計繰入金25万6,000円を追加し、5,372万8,000円。

8款1項繰越金780万9,000円を追加し、1,054万円。

歳入合計、1,367万9,000円の追加で、3億3,580万3,000円になるもの
でございます。

36ページ、歳出です。

1款総務費781万3,000円を追加し、1,039万7,000円、1項総務管理費
781万3,000円を追加し、864万7,000円。

2款保険給付費641万円を追加し、3億80万7,000円、1項介護サービス等諸
費886万円を追加し、2億7,466万1,000円、2項介護予防サービス等諸費30
0万円を減額し、909万4,000円。

5項特定入所者介護サービス等費55万円を追加し、895万1,000円。

6款1項職員費54万4,000円を減額し、1,256万5,000円。

歳出合計、1,367万9,000円の追加で、3億3,580万3,000円になるもの
でございます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書の御説明をいたします。37ページをお願いいたし
ます。

歳入でございます。

1款1項介護保険料1目第1号被保険者介護保険料128万6,000円の歳出は、増
額補正に係る財源調整でございます。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金128万2,000円の増額、2
項国庫補助金1目調整交付金31万9,000円の増額。

4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金、192万3,000円の増額。

5款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金80万円の増額。

これら3款国庫支出金から5款道支出金につきましては、保険給付費の歳出増額に伴う
ルール分を計上しております。

6 款財産収入 1 項財産運用収入 1 目利子及び配当金 4,000 円の増額につきましては、財政調整基金積立金利子でございます。

7 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金 25 万 6,000 円の増額につきましては、一般会計からのルール分で保険給付費歳出増額に伴う 80 万円の増額と、職員給与等繰入金の 54 万 4,000 円の減額でございます。

8 款 1 項 1 目繰越金、780 万 9,000 円につきましては、歳出の介護給付費準備基金を平成 21 年度決算に置おける繰越金に求めるものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。39 ページお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 781 万 3,000 円の増額補正でございます。内容につきましては、平成 21 年度の繰越金 781 万 3,000 円を積立金として、介護給付費準備基金積立金に積み立てるものです。

以降、保険給付費で 641 万円の増額補正となっております。

2 款保険給付費につきましては、1 項介護サービス等諸費から 5 項特定入所者介護サービス等費まででございます。年度末を迎え、決算を見据えた補正予算でございます。

1 項介護サービス等諸費 1 目介護サービス給付費介護サービス等給付に要する経費で、885 万円の増額で、内訳として居宅介護サービス給付費で 500 万円、居宅介護サービス計画給付費で 65 万円、地域密着型介護サービス給付費で 320 万円、それぞれ予算不足が生じるため増額補正をするものでございます。

3 目審査支払手数料で 1 万円の増額補正でございます。審査支払手数料についても、予算不足が生じるため、増額補正をするものでございます。

2 項介護予防サービス等諸費 1 目介護予防サービス給付費介護予防サービス等給付に要する経費で、300 万円の不用額が見込まれ、減額補正でございます。

5 項特定入所者介護サービス等費 1 目特定入所者介護サービス費特定入所者介護サービスに要する経費の 55 万円につきましても、予算不足が生じるため、増額補正をお願いするものでございます。

41 ページをお願いします。

6 款 1 項職員費 1 目職員給与費で、期末勤勉手当の人事院勧告による率引き下げにより一般職各種手当で 31 万円、市町村共済組合負担金で 23 万 4,000 円、合計 54 万 4,000 円の減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく御説明いたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第 4 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第4号介護保険会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第9 議案第4号平成22年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号 平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険
診療所事業特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第10 議案第5号平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題とします。

○議長（村山修一君） 提案理由の説明を求めます。

診療所事務長。

○診療所事務長（工藤勝利君） 議案の44ページをお願いいたします。

議案第5号平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算でございます。

平成22年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ880万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,352万8,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条は、継続費の補正でございます。継続費の変更は、第2表、継続費補正によるものでございます。

45ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

3款道支出金1項道補助金60万円を減額し、590万円。

4款1項他会計繰入金1,207万5,000円を追加し、1億3,024万5,000円。

5款1項繰越金266万8,000円を減額し、232万円。

歳入合計880万7,000円を追加し、3億6,352万8,000円となるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1,307 万 7,000 円を追加し、1 億 5,245 万 2,000 円。

2 款 1 項医業費 121 万 3,000 円を追加し、9,650 万 2,000 円。

4 款 1 項職員費 548 万 3,000 円を減額し、1 億 326 万 4,000 円。

歳出合計 880 万 7,000 円を追加し、3 億 6,352 万 8,000 円となるものでございます。

47 ページ、お願いいたします。第 2 表、継続費補正でございます。

変更でございます。

1 款総務費 1 項総務管理費、事業名は診療所改築事業でございます。変更の内容につきましては、総額 6 億 5,672 万 9,000 円、年割額につきましては、平成 22 年度 7,300 万円、平成 23 年度 5 億 3,535 万 5,000 円、24 年度 4,837 万 4,000 円と予定しておりましたが、平成 24 年 4 月 1 日から診療所の運営につきましては、社会医療法人孝仁会を指定管理者とする指定管理者制度の導入を予定しており、平面図、医療機器等につきまして、指定管理者の意向を踏まえ一部変更を加えたことから、平成 23 年度が 7 億 4,350 万 5,000 円、2 億 815 万円の増となり、総額は 8 億 6,487 万 9,000 円となるものでございます。

続きまして、事項別明細書によって御説明申し上げますので、48 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3 款道支出金 1 項道補助金 1 目北方領土隣接地域振興等事業補助金 60 万円を減額するものでございます。内容につきましては、医療備品の入札減に伴う補助金の確定によるものでございます。

4 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金に 1,207 万 5,000 円を追加するものでございます。内容につきましては、国保診療所の改築工事実施設計委託料の財源を一般会計繰入金に求めるものでございます。

5 款 1 項 1 目繰越金から 266 万 8,000 円を減額するものでございます。内容につきましては、補正額の財源調整のため、前年度繰越金を減額するものでございます。

50 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費に 100 万 2,000 円を追加するものでございます。

診療所施設管理運営に要する経費を増額するものでございまして、1 点目は短期出張派遣医師及び派遣放射線技師の回数の増に伴う費用弁償として 45 万 9,000 円を追加するものでございます。

2 点目は、医師招聘対策として所長交際費を 22 万 4,000 円追加するものでございます。

3点目は、医師の環境改善の一環として食料費を31万9,000円追加するものでございます。

以上、3点の合計で100万2,000円の追加となるものでございます。

2目診療所建設費に1,207万5,000円を追加するものでございます。診療所改築事業に要する経費を増額するものでございますが、平成24年4月から診療所運営につきましては、先ほど申し上げましたように、社会医療法人孝仁会を指定管理者とする指定管理者制度の導入を予定しておりまして、平面図、医療機器等について指定管理者の意向を踏まえ一部変更を加えたことから、改築工事実施設計委託料を1,207万5,000円追加するものでございます。

2款1項医業費2目医業諸費に121万3,000円を追加するものでございます。医療業務に要する経費を増加するものでございまして、1点目は短期出張派遣医師及び放射線技師の回数の増に伴う賃金として113万円、また、看護師1名が病気のため入院、自宅療養となったことから、臨時看護師の賃金として79万8,000円をそれぞれ追加するものでございます。

2点目は、医療備品の入札減等に伴うもので71万5,000円を減額するものでございます。

4款1項職員費1目職員給与費から548万3,000円を減額するものでございます。内容につきましては、給与費を減額するものでございますが、採用・退職及び会計間異動等による職員手当248万3,000円、共済費300万円をそれぞれ減額するものでございます。

なお、この補正予算につきましては、3月1日開催の第1回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているものでございますので、御報告させていただきます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第5号国保診療所会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第5号平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

ここで、11時15分まで休憩します。

午前 11 時 00 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 11 議案第 6 号 平成 23 年度目梨郡羅臼町一般会計予算

◎日程第 12 議案第 7 号 平成 23 年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計予算

◎日程第 13 議案第 8 号 平成 23 年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計予算

◎日程第 14 議案第 9 号 平成 23 年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計予算

◎日程第 15 議案第 10 号 平成 23 年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計予算

◎日程第 16 議案第 11 号 平成 23 年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算

◎日程第 17 議案第 14 号 職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第 11 議案第 6 号平成 23 年度目梨郡羅臼町一般会計予算から日程第 17 議案第 14 号職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの 7 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 予算書の 9 ページをお願いいたします。

議案第 6 号平成 23 年度目梨郡羅臼町一般会計予算。

平成 23 年度目梨郡羅臼町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算でございます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 36 億 1,869 万 3,000 円と定める。

2 項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表、歳入歳出予算による。

第 2 条は地方債でございます。

地方自治法第 230 条第 1 項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 2 表、地方債による。

第 3 条は一時借入金でございます。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は10億円と定める。

第4条は、歳出予算の流用でございます。

地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の間の流用。

10ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございます。

歳入。

1款町税6億5,930万5,000円、1項町民税3億2,677万1,000円、2項固定資産税2億6,167万4,000円、3項軽自動車税1,103万5,000円、4項町たばこ税5,710万5,000円、5項特別土地保有税1,000円、6項入湯税271万9,000円。

2款地方譲与税2,315万1,000円、1項地方揮発油譲与税615万1,000円、2項自動車重量譲与税1,699万9,000円、3項地方道路譲与税1,000円。

3款1項利子割交付金316万1,000円。

4款1項配当割交付金52万4,000円。

5款1項株式等譲与所得割交付金33万6,000円。

6款1項地方消費税交付金6,749万5,000円。

7款1項自動車取得税交付金510万1,000円。

8款1項地方特例交付金420万9,000円。

9款1項地方交付税18億8,900万円。

10款1項交通安全対策特別交付金55万9,000円。

11款分担金及び負担金3,996万6,000円、1項分担金379万8,000円、2項負担金3,616万8,000円。

12款使用料及び手数料1億7,372万4,000円、1項使用料1億4,337万4,000円、2項手数料3,035万円。

13款国庫支出金1億2,134万7,000円、1項国庫負担金1億1,163万4,000円、2項国庫補助金692万7,000円、3項国庫委託金278万6,000円。

14款道支出金1億2,504万9,000円、1項道負担金6,408万8,000円。

2項道補助金4,621万8,000円、3項道委託金1,474万3,000円。

15款財産収入2,736万5,000円、1項財産運用収入1,968万8,000円、2項財産売払収入767万7,000円。

16款1項寄附金129万5,000円。

17款繰入金1項基金繰入金2億6,293万円。

18款1項繰越金1,000円。

19款諸収入3,297万2,000円、1項延滞金加算金及び過料1,000円、2項貸付金元利収入88万6,000円、3項受託事業収入34万8,000円、4項雑入3,173万7,000円。

20款1項町債1億8,120万3,000円。

歳入合計36億1,869万3,000円。

12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項議会費4,366万2,000円。

2款総務費5億423万2,000円、1項総務管理費4億7,207万1,000円、2項徴税費673万6,000円、3項戸籍住民基本台帳費492万1,000円、4項選挙費1,255万円、5項統計調査費63万5,000円、6項監査委員費130万4,000円、7項防災費601万5,000円。

3款民生費4億6,767万2,000円、1項社会福祉費3億4,497万4,000円、2項児童福祉費1億2,257万9,000円、3項国民年金事務取扱費11万9,000円。

4款衛生費8億4,171万6,000円、1項保健衛生費4億9,727万1,000円、2項保健師設置費892万3,000円、3項清掃費3億3,552万2,000円。

5款農林水産業費5,044万7,000円、1項農業費1,570万8,000円、2項林業費171万4,000円、3項水産業費3,302万5,000円。

6款1項商工費9,673万8,000円。

7款土木費6,399万6,000円、1項土木管理費165万4,000円、2項道路橋梁費6,234万2,000円。

8款教育費2億5,947万8,000円、1項教育総務費4,240万5,000円、2項小学校費4,159万7,000円、3項中学校費3,180万7,000円、4項幼稚園費1,934万8,000円、5項社会教育費2,818万8,000円、6項保健体育費9,613万3,000円。

9款1項公債費4億6,378万2,000円。

10款1項職員費8億2,197万円。

11款1項予備費500万円。

歳出合計、36億1,869万3,000円。

14ページをお願いいたします。

第2表、地方債です。

起債の目的、臨時財政対策債、1億8,120万3,000円。

起債の方法、証書借り入れまたは証券発行、利率5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利

率。

償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借りかえすることができる。

次に、18ページをお願いいたします。

事項別明細書の説明をいたします。

歳入でございます。なお、前年度、比較増減については省略をさせていただきます。

1款町税1項町民税1目個人2億6,814万円、2目法人5,863万1,000円。

それぞれ、説明欄にありますとおり、前年と同様の徴収率を見てございます。

2項固定資産税1目固定資産税2億5,882万8,000円、2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、284万6,000円につきましても、それぞれ実績見込み等により積算をしております。3項1目軽自動車税1,103万5,000円につきましても、現年同様でございます。

4款1項町たばこ税5,710万5,000円につきましては、値上げがございまして、たばこをやめている方々もございまして、実績を踏まえた計算でございます。5項1目特別土地保有税1,000円につきましては科目存置でございます。6項1目入湯税271万9,000円。

2款地方譲与税1項1目地方揮発油譲与税615万1,000円、2目1項自動車重量譲与税1,699万9,000円、3項1目地方道路譲与税1,000円。

3款1項1目利子割交付金316万1,000円。

4款1項1目配当割交付金52万4,000円。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金33万6,000円。

22ページをお願いいたします。

6款1項1目地方消費税交付金6,749万5,000円。

7款1項1目自動車取得税交付金510万1,000円。

8款1項1目地方特例交付金420万9,000円。

9款1項1目地方交付税18億8,900万円。

10款1項1目交通安全対策特別交付金55万9,000円につきましては、それぞれ地方財政計画に示されている範囲内において計上をさせていただいております。

11款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金379万8,000円につきましては、説明欄のとおりでございます。

2項負担金1目民生費負担金23万円、2目衛生費負担金120万円、3目農林水産業費負担金487万円につきましては、それぞれ前年度と同様の積算内容となっております。

4目土木費負担金166万6,000円、5目教育費負担金2,820万2,000円につきましても、それぞれ前年同様の積算内容でございます。

1 2 款使用料及び手数料 1 項使用料 1 目総務使用料 3 6 6 万 6, 0 0 0 円、 2 目民生使用料 3, 1 4 1 万 7, 0 0 0 円、 3 目衛生使用料 1, 7 8 0 万 9, 0 0 0 円、 4 目農林水産使用料 1 3 7 万 2, 0 0 0 円、 5 目商工使用料 5 1 8 万 7, 0 0 0 円、 6 目土木使用料 6, 8 0 0 万 4, 0 0 0 円。

2 6 ページをお願いいたします。

7 目教育使用料 1, 5 9 1 万 9, 0 0 0 円につきましては、それぞれ説明欄に記載のとおり、前年度と同様の積算内容でございます。

2 項手数料 1 目総務手数料 2 3 2 万円、 2 目民生手数料 9 1 万円、 3 目衛生手数料 2, 7 0 7 万 4, 0 0 0 円、 4 目水産手数料 4 万 5, 0 0 0 円、 5 目土木手数料 1, 0 0 0 円につきましても、それぞれ同様の内容となっております。

2 8 ページをお願いいたします。

1 3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金 1 億 1, 1 6 3 万 4, 0 0 0 円、 2 項国庫補助金 1 目民生費国庫補助金 6 2 万 9, 0 0 0 円、 2 目衛生費国庫補助金 3 6 6 万円、 3 目教育費国庫補助金 2 6 3 万 8, 0 0 0 円。

3 0 ページをお願いいたします。

3 項国庫委託金 1 目総務費国庫委託金 3 4 万 9, 0 0 0 円、 2 目民生費国庫委託金 2 4 3 万 7, 0 0 0 円につきましては、それぞれ歳出による規則的に国から入ってくる負担金でございます。

1 4 款道支出金 1 項道負担金 1 目民生費道負担金 6, 4 0 8 万 8, 0 0 0 円、 2 項道補助金 1 目総務費道補助金 5 万 3, 0 0 0 円、 2 目民生費道補助金 6 5 0 万 8, 0 0 0 円。

3 2 ページをお願いいたします。

3 目衛生費道補助金 7 4 3 万 8, 0 0 0 円、 4 目農林水産業費道補助金 1, 2 9 4 万 8, 0 0 0 円、 5 目商工費道補助金 1, 9 2 7 万 1, 0 0 0 円につきましても、それぞれ歳出で計上している規則的に計算されて補助金が交付されるものでございます。

3 項道委託金 1 目総務費道委託金 1, 3 4 4 万 4, 0 0 0 円。

3 4 ページをお願いいたします。

2 目農林水産業費道委託金 1 2 9 万 9, 0 0 0 円につきましても、それぞれ規則的に交付される委託金でございます。

1 5 款財産収入 1 項財産運用収入 1 目財産貸付収入 1, 9 4 3 万 9, 0 0 0 円につきましては、それぞれ町有物件の貸付収入でございます。

2 目利子及び配当金 2 4 万 9, 0 0 0 円、それぞれ基金の利子収入でございます。

3 6 ページをお願いいたします。

2 項財産売払収入 1 目不動産売払収入 7 6 7 万 7, 0 0 0 円につきましては、町有財産の売払収入を見てございます。

1 6 款 1 項寄附金 1 目総務費寄附金 5, 0 0 0 円につきましては科目存置でございます。 2 目民生費寄附金、 8 万円につきましては、漁協よりの社会福祉に対する寄附金でござ

ございます。3目教育費1万円、科目存置でございます。4目農林水産業費寄附金120万円につきましては、漁港整備に係る漁業共同組合からの寄附金でございます。

17款繰入金1項1目基金繰入金2億6,293万円につきましては、診療所改築に伴います善意の寄附を診療所会計に繰り出すための繰り入れでございます。

18款1項1目繰越金1,000円。

19款諸収入1目1項延滞金加算金及び過料1目延滞金1,000円は科目存置でございます。2項貸付金元利収入1目合併浄化槽設置資金貸付元利収入50万円。2目ウタリ住宅改良資金貸付元利収入38万6,000円は前年度同様でございます。

3項受託事業収入1目農業開発業公社受託事業収入1万1,000円、2目後期高齢者医療広域連合受託事業収入24万7,000円、3目農業者年金受託事業収入9万円につきましても、前年同様の計上となっております。

4項雑入1目滞納処分費1万円、科目存置、2目預金利子19万8,000円、3目雑入、3,152万9,000円につきましては、それぞれ説明欄に記載のとおりでございます。

20款1項町債1目臨時財政対策債1億8,120万3,000円、農林水産業債につきましては廃目でございます。

42ページをお願いいたします。

歳出の説明をさせていただきます。

1款1項1目議会費4,366万2,000円につきましては、議会に係る経費でございます。今年度、特に地方議員の年金制度が廃止に伴う負担金を求められておりますことから増額となっております。

次に、44ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費3億2,317万5,000円。大きく減額なっておりますが、積立金の減額でございます。後は前年同様の予算計上となっております。

50ページをお願いいたします。

2目職員福利厚生費254万1,000円、3目文書広報費73万4,000円。

52ページをお願いいたします。

4目財政管理費77万1,000円、5目会計管理費12万5,000円、6目交通安全対策費113万2,000円。

54ページをお願いいたします。

7目自治振興費3,615万1,000円。ここで1,700万円ほど減額なっておりますが、これは地デジの施設整備の事業が完了したことによる減でございます。

56ページ、8目北方領土対策費494万7,000円。

62ページをお願いいたします。

9目諸費131万9,000円、10目財産管理費5,250万2,000円。

66ページをお願いいたします。

11目企画費294万1,000円。

68ページをお願いいたします。

12目防犯対策費365万6,000円、13目青少年対策費3万9,000円。

70ページをお願いいたします。

14目車両管理費1,158万円、15目特別職報酬等審議会費1万8,000円、16目電子計算機2,944万円。

74ページをお願いいたします。

17目協働のまちづくり推進事業費100万円。ここまですつきましては、それぞれ前年同様の内容となっております。

なお、17目の協働のまちづくり推進事業費、今年度100万円の計上でございますが、前年から100万円を減額してございます。これは、後に出てきます水産業費のところで、産業活性化対策の支援を行うということで、今年度、新たに事業支援をすることで300万円を計上いたしまして、通常の提案型事業につきましては100万円を減額してございます。

2項徴税费1目税務総務費168万8,000円。

76ページをお願いいたします。

2目賦課徴収費504万8,000円につきましては、前年同様の計上でございます。

78ページをお願いいたします。

3項1目戸籍住民基本台帳費492万1,000円。つきましては、前年同様でございます。

82ページをお願いいたします。

4款選挙費1目選挙管理委員会費149万5,000円につきましては、前年同様でございます。

2目北海道知事及び北海道議会議員選挙費423万2,000円。

84ページをお願いいたします。

3目羅臼町長及び羅臼町議会議員選挙費682万3,000円につきましては、統一選挙に伴う計上でございます。なお、参議院議員通常選挙費は廃目でございます。

86ページをお願いいたします。

5項1目統計調査費1目統計調査総務費63万5,000円につきましては、前年同様でございます。

88ページをお願いいたします。

6項1目監査委員費130万4,000円につきましても、前年同様でございます。

90ページをお願いいたします。

7項1目防災費599万8,000円。

92ページをお願いいたします。

2目防災対策費1万7,000円につきましても、前年同様の計上でございます。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費940万8,000円につきましても、前年同様の計上でございます。

96ページをお願いいたします。

2目社会福祉施設費2,572万8,000円。

98ページをお願いいたします。

3目老人福祉費1,289万9,000円。

100ページをお願いいたします。

4目心身障がい者特別対策費7,964万2,000円。

106ページをお願いいたします。

5目心身障がい者医療費1,172万9,000円、6目ひとり親福祉医療費280万1,000円、7目特別会計繰出金1億6,277万9,000円。

108ページをお願いいたします。

8目行旅死亡人取扱費3万9,000円、9目後期高齢者医療費3,994万9,000円につきましても、前年同様の計上内容となっております。

2項児童福祉費1目児童措置費1億2,257万9,000円につきましては、子ども手当の増によるものでございます。3項1目国民年金取扱費11万9,000円につきましては、前年同様でございます。

110ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費180万4,000円につきましても、前年同様でございます。

112ページをお願いいたします。

2目予防費1,899万3,000円につきましては、健康診査予防接種等の増があるものでございます。

116ページをお願いいたします。

3目環境衛生費1,048万6,000円。

120ページをお願いいたします。

4目特別会計繰出金4億3,760万7,000円。この増につきましては、診療所の特別会計に繰り出す繰出金が増となっているものでございます。

5目乳幼児等医療費489万7,000円、6目合併処理浄化槽普及費1,437万1,000円、7目野生鳥獣保護管理費911万3,000円につきましては、前年同様の計上となっております。

124ページをお願いいたします。

2項1目保健師設置費892万3,000円につきましても、前年同様の計上でございます。3項清掃費1目清掃総務費3億1,869万3,000円。

136ページをお願いいたします。

2目廃網処理施設費2万9,000円、3目水産系廃棄物処理施設費1,680万円につきましても、前年同様の計上内容となっております。

138ページをお願いいたします。

5款農林水産業費1項農業費1目農業総務費26万7,000円、2目農業振興費1,544万1,000円につきましても、前年同様の計上でございます。

2項林業費1目林業総務費76万9,000円、2目治山事業費94万5,000円につきましても、治山事業が減となっております。3項水産業費1目水産業総務費636万7,000円。

146ページをお願いいたします。

2目水産業振興費858万9,000円、148ページ、3目漁港管理費1,215万8,000円。

ここまでですが、前年同様ですが、今年度、知円別漁港の施設整備がある負担金が増となっております。

150ページをお願いいたします。

4目深層水事業費291万1,000円、前年同様の計上でございます。5目産業活性化対策費300万円、新目でございます。これにつきましては、地域経済の活性化をより具現化するために、地域での先進的な取り組み、あるいはその支援をするために、個人、団体問わず適正な事業に助成をするということで、今年度、新たに新目したものでございます。

154ページをお願いいたします。

6款1項商工費1目商工総務費79万2,000円、前年同様の内容でございます。2目商工振興費3,435万8,000円、ここにつきましては157ページをお願いいたします。

緊急雇用行政に要する経費ということで、緊急雇用の創出事業継続でございます。ふるさと創生再生特別事業、あるいは緊急雇用創出の人材育成事業等による増でございます。

158ページ、3目観光費でございます。2,070万1,000円につきましては、前年同様でございます。

164ページをお願いいたします。

4目知床国立公園自然資料展示室管理費620万8,000円、5目公園管理費595万6,000円。

166ページをお願いいたします。

6目世界遺産保護管理費183万1,000円につきましても、次の168ページをお願いいたします。7目温泉供給費2,007万3,000円。

170ページをお願いいたします。

8目自然と緑の村施設管理費681万9,000円につきましても、前年同様の計上となっております。

172ページをお願いいたします。

7款土木費1項土木管理費1目土木総務費165万4,000円、2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費233万9,000円。

174ページをお願いいたします。

2目道路維持費5,500万3,000円、3目道路新設改良費500万円につきましても、前年同様の計上内容となっております。

176ページをお願いいたします。

8款教育費1項教育総務費1目教育委員会費220万2,000円、2目事務局費1,093万7,000円。

178ページをお願いいたします。

3目義務教育振興費2,502万9,000円、これにつきましては教育コンピューターの入れかえのために増となっております。

184ページをお願いいたします。

4目教職員厚生費421万6,000円。

186ページをお願いいたします。

5目中等教育振興費2万1,000円、前年同様の計上内容となっております。2項小学校費1目学校管理費3,377万6,000円。

188ページをお願いいたします。

2目教育振興費766万1,000円。

190ページをお願いいたします。

3目学校建設費16万円につきましても、前年同様の計上内容となっております。3項中学校費1目学校管理費2,247万5,000円。

192ページをお願いいたします。

2目教育振興費921万2,000円、3目学校建設費12万円につきましても、前年同様の計上内容となっております。4項幼稚園費1目幼稚園管理費1,934万8,000円につきましても、前年同様でございます。

196ページをお願いいたします。

5項社会教育費1目社会教育総務費533万4,000円。

202ページをお願いいたします。

2目公民館費1,690万4,000円。

208ページをお願いいたします。

3目芸術文化費65万6,000円、4目文化財保護調査費529万4,000円。文化財保護調査費につきましては、211ページをお願いいたします。

郷土資料室の移転、改築に伴いまして、今年度、消耗品を計上してございますので、これが増となっております。

212ページをお願いいたします。

6項保健体育費 1項保健体育総務費 331万1,000円。

216ページをお願いいたします。

2目体育館費 1,340万8,000円。

218ページをお願いいたします。

3目スキーリフト管理費 17万円、4目総合グラウンド管理費 1,131万1,000円。

220ページをお願いいたします。

5目温水プール管理費 837万円、6目給食センター管理費 5,956万3,000円につきましても、前年同様の計上となっております。

226ページをお願いいたします。

9款1項公債費 1目元金 4億6,178万2,000円、2項利子 200万円につきましても、一時借入金の利子及び元利償還金の計上でございます。

10款1項職員費 1目職員給与費 8億2,197万円につきましては、職員 100人、特別職 2人分の給与費の計上でございます。

228ページをお願いいたします。

11款1項予備費 500万円でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） ここで、昼食のため午後1時まで休憩します。

午前 11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

午前中に引き続き、会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺憲爾君） 249ページをお願いいたします。

議案第7号平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計予算でございます。

平成23年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算です。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億3,523万5,000円と定める。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

第2条は、一時借入金です。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定める。

第3条は、歳出予算の流用です。地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することのできる場合は次のとおりと定める。

第1号は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費、賃金に係る共済費を除くに係る予算額に過不足を生じる場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用と定めるものです。

251ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございます。

歳入です。

1款1項国民健康保険税4億8,797万5,000円。

2款使用料及び手数料1項手数料1万円。

3款国庫支出金3億2,048万3,000円、1項国庫負担金2億9,469万7,000円、2項国庫補助金2,578万6,000円。

4款1項療養給付費交付金251万3,000円。

5款1項前期高齢者交付金5,045万5,000円。

6款道支出金7,152万4,000円、1項道負担金949万5,000円、2項道補助金6,202万9,000円。

7款1項共同事業交付金1億1,263万6,000円。

8款財産収入1項財産運用収入4,000円。

9款繰入金1項他会計繰入金8,947万8,000円。

10款1項繰越金1,000円。

11款諸収入15万6,000円、1項延滞金加算金及び過料2,000円、2項雑入15万4,000円。

歳入合計、11億3,523万5,000円です。

252ページをお願いします。

歳出です。

1款総務費1,095万円、1項総務管理費544万9,000円、2項徴税费526万8,000円、3項運営協議会費18万2,000円、4項趣旨普及費5万1,000円。

2款保健事業費479万円、1項保健事業費112万8,000円、2項特定健康診査等事業費366万2,000円。

3款保険給付費6億9,516万4,000円、1項療養諸費6億2,012万2,000円、2項高額療養費6,429万円、3項移送費2,000円、4項出産育児諸費1,050万円、5項葬祭費25万円。

4款1項老人保健拠出金1万1,000円。

5款1項共同事業拠出金1億7,108万1,000円。

6款1項介護納付金7,714万8,000円。

7款1項前期高齢者納付金等44万2,000円。

8款1項後期高齢者支援金等1億5,165万7,000円。

9款公債費1項一般公債費4万5,000円。

10 款諸支出金 33 万円、1 項償還金及び還付加算金 32 万円、2 項国保診療報酬支払基金委託料 1 万円。

11 款 1 項職員費 1,361 万 7,000 円。

12 款 1 項予備費 1,000 万円。

歳出合計、11 億 3,523 万 5,000 円となるものです。

歳入歳出予算の詳細につきましては、予算書の 255 ページから 290 ページまでとなっておりますが、概要につきまして参考資料の 5 ページ、資料 4、国民健康保険事業特別会計予算概要にて説明いたします。

参考資料の 5 ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計予算資料、前年度予算との比較でございます。

項目ごとに平成 23 年度の当初予算 A 欄と、平成 22 年度の当初予算 B 欄とを比較しまして、当初予算対比の増減額 A マイナス B 欄について説明いたします。

歳出です。

項目の 1 番、保険給付費 6 億 9,516 万 4,000 円、115 万 2,000 円の減です。過去 3 年間の実績と、平成 22 年度の見込額により算定しているものであります。

2 番、老人保健拠出金 1 万 1,000 円、73 万 5,000 円の減です。老人保健制度は平成 19 年度に終了したところですが、現在も経過措置がとられていることから、事務拠出金として 1 万円、精算分として 1,000 円を予算計上しております。

3 番、共同事業拠出金 1 億 7,108 万 1,000 円、1,596 万 2,000 円の減です。高額な医療費の発生に伴う市町村保険者の急激な負担増を分散させ、保険者の財政運営の安定化を図るための制度でございますが、国保連合会が過去 2 年間の全国の高額医療費の実績をもとに積算した数字により算定しているものであります。

4 番、保険事業費、特定健診等で 479 万円、58 万 9,000 円の増であります。受診率を上げるために増額をしてございます。

5 番、介護納付金 7,714 万 8,000 円、442 万 7,000 円の増につきましては、介護保険第 2 号保険者に係る納付金であります。国保連合会が介護給付費及び介護予防事業の見込額を積算し算出したものであります。

6 番、前期高齢者納付金 44 万 2,000 円、17 万 2,000 円の増です。65 歳から 74 歳までを対象とした被用者保険、国民健康保険間の医療費負担を調整するための制度であります。社会保険診療報酬支払基金の積算した数値により算定しております。

7 番、後期高齢者支援金 1 億 5,165 万 7,000 円。544 万 3,000 円の増です。後期高齢者医療制度の負担割合に基づき、75 歳以上の高齢者が納付する保険料 1 割、公費約 5 割の残り 4 割を 74 歳以下が加入する健康保険等の保険者が負担することになっているのですが、社会保険診療報酬支払基金の積算した数値により算定しております。

8 番、その他の費用 3,494 万 2,000 円。36 万円の増です。国保事務執行に要す

る総務管理費や一時借入金利子の公債費、保険税の還付金が発生した場合の諸支出金、職員2名分の職員給与費と予備費等であります。

歳出合計は、予算額11億3,523万5,000円となり、昨年度当初と比較して685万8,000円の減となります。

続きまして歳入です。

1番、国庫支出金3億2,048万3,000円、325万5,000円の増です。普通調整交付金の増額によるものです。

2番、療養給付費交付金251万3,000円、251万2,000円の増につきましては、退職者医療費の増に伴い交付金が見込まれるものです。

3番、前期高齢者交付金5,045万5,000円、54万7,000円の減です。社会保険診療報酬支払基金が積算した数値により算定しているものです。

4番、道支出金7,152万4,000円、120万6,000円の増です。介護保険交付金や後期高齢者支援金に対する道補助金です。

5番、共同事業交付金1億1,263万6,000円、1,022万円の減です。歳出の共同事業拠出金に対してのルール分です。

6番、繰入金8,947万8,000円、347万7,000円の減です。一般会計からの繰入金であります。保険基盤安定繰入金や職員給与、出産育児一時金等のルール分が5,447万8,000円、保険税増加の抑制を図るため財政安定化支援の施策予算として一般会計から3,500万円を繰り入れするものです。

7番、繰越金1,000円は科目存置です。

8番、その他の収入、予算額17万円。

9番、退職分保険税386万6,000円、23万4000円の減です。

10番、滞納繰越分保険税3,144万1,000円、収納率を12%見込んでおります。

11番、現年度分保険税です。国保会計では、1番の国庫支出金から10番の滞納繰越分を足した額6億8,256万7,000円を歳出予算の合計額11億3,523万5,000円から差し引いた残りの金額4億5,266万8,000円を、現年度の保険税に求める仕組みとなっております。

また、保険税はその使用目的により、医療分、介護分、後期支援分に分かれており、それぞれに算出された合計額がその世帯の国民健康保険税として課税されます。一般被保険者については、収納率を92%見込み、医療費分は課税額3億6,712万2,000円に対して収納額3億3,827万3,000円、介護分は課税額4,192万8,000円に対して収納額3,857万4,000円、後期支援分は課税額8,227万5,000円に対して収納額7,582万1,000円を見込んでおります。これにより、現年度分の一般被保険者の国民健康保険税は4億5,266万8,000円で、245万9,000円の増となるものです。歳入合計は、11億3,523万5,000円となるものです。

なお、本年度の予算上の被保険者単純平均の負担額を下段に記載しておりますので、参考にしていただければと思います。また、4月以降になりますが、加入者の人数及び加入者の所得状況の確定後に課税計算を行うこととしております。

また、本予算につきましては、3月1日に開催の第1回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいておりますことを申し添えます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（堺 昇司君） 予算書の293ページをお願いします。

議案第8号平成23年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計予算。

平成23年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算です。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億4,264万8,000円と定めるものがあります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算に定めるものであります。

第2条、地方債です。

地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債によるものでございます。

第3条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借り入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第4条、歳出予算の流用です。

地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上している給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足分を生じた場合における同一款内で、これら経費の各項の間の流用について定めております。

294ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算でございます。

歳入です。

1款1項介護保険料6,507万2,000円。

2款使用料及び手数料81万円、1項使用料80万円、2項手数料1万円。

3款国庫支出金7,714万8,000円、1項国庫負担金5,903万1,000円、2項国庫補助金1,811万7,000円。

4款1項支払基金交付金9,637万6,000円。

5款道支出金4,530万1,000円、1項道負担金4,418万2,000円、2項道補助金111万9,000円。

6 款財産収入 1 項財産運用収入 2,000 円。

7 款繰入金 1 項他会計繰入金 5,793 万 3,000 円。

8 款 1 項繰越金 1,000 円。

9 款諸収入 4,000 円、1 項延滞金加算金及び過料 1,000 円、2 項雑入 3,000 円。

10 款町債 1 項財政安定化基金貸付金 1,000 円。

歳入合計 3 億 4,264 万 8,000 円になるものでございます。

295 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費 386 万 9,000 円、1 項総務管理費 202 万 800 円、2 項徴収費 42 万 4,000 円、3 項介護認定審査会費 140 万 7,000 円、4 項趣旨普及費 1 万円。

2 款保険給付費 3 億 1,761 万 2,000 円、1 項介護サービス等諸費 2 億 9,142 万 3,000 円、2 項介護予防サービス等諸費 1,075 万 5,000 円、3 項高額介護サービス等費 487 万 3,000 円、4 項高額医療合算介護サービス等費 150 万 3,000 円、5 項特定入所者介護サービス等費 905 万 8,000 円。

3 款地域支援事業費 699 万 9,000 円、1 項介護予防事業費 367 万 9,000 円、2 項包括的支援事業・任意事業費 332 万円。

4 款 1 項公債費 47 万 5,000 円。

5 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 10 万 1,000 円。

6 款 1 項職員費 1,349 万 2,000 円。

7 款 1 項予備費 10 万円。

歳出合計 3 億 4,264 万 8,000 円になるものでございます。

続いて、296 ページをお願いします。

第 2 表、地方債です。

起債の目的は財政安定化基金貸付金です。限度額は 1,000 円、起債の方法は証書借り入れまたは証券発行による。利率は 5% 以内。

償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借りかえることができるものでございます。

続いて、事項別明細書の御説明をいたします。300 ページをお願いいたします。

歳入です。

1 款 1 項介護保険料 1 目第 1 号被保険者介護保険料 6,507 万 2,000 円。1 節現年度分 6,354 万円、内訳で、普通徴収 444 万 8,000 円、特別徴収 5,909 万 2,000 円となっております。2 節滞納繰越分 153 万 2,000 円。

2 款使用料及び手数料 1 項使用料 1 目地域支援事業利用料 80 万円は、配食による安否確認サービス利用料です。2 項手数料 1 目督促手数料の 1 万円は科目存置でございます。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金5,903万1,000は、介護給付費に係る国のルール分の負担金です。2項国庫補助金1目調整交付金1,587万4,000円、2目介護予防事業に係る地域支援事業交付金91万7,000円、3目包括的支援事業に係る地域支援事業交付金132万6,000円につきましても、それぞれルール分の国庫補助金です。

4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金9,527万5,000円、介護給付費に係る第2号被保険者保険料からのルール分の交付金です。2目地域支援事業支援交付金110万1,000円は、地域支援事業に係るルール分の交付金でございます。

5款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金4,418万2,000円は、介護給付費に係る道のルール分の負担金でございます。2項道補助金1目介護予防事業に係る地域支援事業交付金45万7,000円。

302ページをお願いします。

2目包括的支援事業に係る地域支援事業交付金66万2,000円についても、それぞれルール分の道費補助金です。

6款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金2,000円は、基金積立金利子でございます。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金5,793万3,000円につきましては、1節介護給付費繰入金から5節事務費繰入金までで、それぞれ一般会計からのルール分の繰入金でございます。

基金繰入金については廃目です。

8款1項1目繰越金1,000円は科目存置でございます。

9款諸収入1項延滞金加算金及び過料1目第1号被保険者延滞金1,000円及び2項雑入1目第三者納付金1,000円。2目返納金1,000円、3目雑入1,000円は、それぞれ科目存置でございます。

304ページをお願いいたします。

10款町債1項1目財政安定化基金貸付金1,000円についても科目存置でございます。

306ページをお願いします。

歳出です。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、予算額202万8,000円。内容につきましては、介護保険業務全般に係る事務的経費ですが、前年度比119万4,000円の増となっております。

主な増加分としては、平成24年度から3カ年の第5期羅臼町高齢者保健福祉計画介護保険事業計画作成に係る日常生活圏域ニーズ調査分析業務委託料で、その他については前年同様の内容となっております。

2項徴収費1目賦課徴収費、予算額42万4,000円。介護保険料の賦課徴収に要す

る経費で、前年同様の内容です。

308ページをお願いします。

3項1目介護認定審査会費11万1,000円及び2目認定調査費129万6,000円については、介護認定に係る審査会及び認定調査に要する経費で前年同様の内容です。

310ページです。

4項1目趣旨普及費1万円は制度普及に要する経費で、前年同様の内容となっております。

続きまして、2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目介護サービス給付費、予算額2億9,002万6,000円は、要介護認定者の利用サービスに係る給付費で、前年度比2,562万2,000円の増となっておりますが、前年の実績をもとに算出しております。

主な増加分としては、昨年2月に開設した小規模多機能型居宅介護施設に係る給付費で、登録者数の増員に伴い2,400万円程度の増額となっております。

2目介護療養費、予算額112万5,000円につきましては、要介護認定者の居宅介護に係る福祉用具購入費及び住宅改修費でございます。3目審査支払手数料、予算額27万2,000円。保険給付費に係る国保連へ支出する審査支払手数料で、前年の実績をもとに算出しております。

312ページをお願いいたします。

2項介護予防サービス等諸費1目介護予防サービス給付費、予算額1,041万6,000円。要支援認定者の利用サービスに係る給付費で、前年より199万9,000円の減となっておりますが、前年度の実績をもとに算出しております。

2目介護予防療養費、予算額33万9,000円。要支援認定者に係る福祉用具購入費及び住宅改修費で、前年の実績をもとに算出しております。

3項高額介護サービス等費1目高額介護サービス費、予算額487万3,000円で、前年の実績をもとに算出しております。

4項高額医療合算介護サービス等費1目高額医療合算介護サービス費、予算額150万3,000円。高額医療合算介護サービスに要する経費で、前年度の実績をもとに算出し、前年と同額となっております。

314ページをお願いします。

5項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス費、予算額905万8,000円は前年の実績をもとに算出しております。

続きまして、3款地域支援事業費1項介護予防事業費1目介護予防特定高齢者施策事業費、予算額128万6,000円。介護予防機能訓練事業に要する経費については、昨年同様ですが、今年度の事業として二次予防対象者把握調査事業を実施することにより、30万円程度前年より増額となっております。

316ページをお願いいたします。

2目介護予防一般高齢者施策事業費、予算額239万1,000円。内容につきましては、介護予防普及啓発及び地域介護予防活動支援事業に要する経費で、前年とほぼ同様の内容となっております。3目予防施策評価事業費、予算額2,000円は、介護予防評価事業に係る事務経費でございます。

2項包括的支援事業任意事業費1目介護予防ケアマネジメント事業費、予算額149万円は包括支援センター運営に要する経費と、次のページをお願いします、包括支援センター運営協議会に要する経費、介護予防ケアマネジメントに要する経費、新予防給付マネジメントに要する経費で、前年同様の内容となっております。

320ページをお願いします。

2目権利擁護事業費、予算額20万円は、成年後見人制度利用支援に要する経費で、前年同様の内容です。3目任意事業費、予算額163万円は、展示貸し出し用の福祉用具等に係る修繕費並びに配食サービスによる安否確認事業の委託料です。

4款1項公債費1目利子47万5,000円は、一時借入金利子で前年同額となっております。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目第1号被保険者保険料還付金、予算額10万円につきましては、過年度分保険料還付金でございます。

2目償還金1,000円は、国庫負担金等に係る返還金として科目存置するものでございます。

322ページをお願いします。

6款1項職員費1目職員給与費、予算額1,349万2,000円につきましては、職員2名分の人件費でございます。

7款1項1目、予備費は10万円となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺憲爾君） 333ページをお願いします。

平成23年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計予算です。

平成23年度目梨郡羅臼町の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算ですが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,746万8,000円と定め、第2項で予算の款項の区分及び区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によると定めています。

第2条は、一時借入金です。地方自治法の規定による一時借入金の借り入れの最高額を4,000万円と定めています。

第3条は、歳出予算の流用です。地方自治法の規定により、歳出予算の各項の経費の流用ができる場合は次のとおり定めるとしており、第1号で各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項

間の流用を定めています。

本特別会計につきましては、広域連合が実施する保険事業のうち、個人保険料を負担及びルール上の市町村負担のほか、窓口で行う事務経費及び保険料徴収経費などを予算計上しており、本年度の広域連合加入対象人数を650人と見込んでおります。

334ページ、第1表、歳入歳出予算。

歳入であります。

1款1項後期高齢者医療保険3,204万7,000円。

2款1項使用料及び手数料1,000円。

3款繰入金1項他会計繰入金1,536万8,000円。

4款1項繰越金1,000円。

5款諸収入5万1,000円、1項延滞金加算金及び過料1,000円、2項雑入5万円。

歳入合計4,746万8,000円です。

歳出です。

1款総務費148万7,000円、1項総務管理費122万4,000円、2項徴収費26万3,000円。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金4,563万円。

3款諸支出金1項償還金及び還付金加算金5万1,000円。

4款1項予備費30万円。

歳出合計4,746万8,000円です。

続きまして、歳入歳出予算の事項別明細であります。340ページをお願いいたします。

歳入です。

1款1項1目後期高齢者医療保険料3,204万7,000円です。現年度分の3,204万6,000円のうち、普通徴収、特別徴収にそれぞれ1,602万3,000円を見込んでおり、割合を50%ずつとしております。収納率をほぼ100%見込んでおります。

2款使用料及び手数料1款手数料1目督促手数料の1,000円は、科目存置であります。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1,536万8,000円です。広域連合へ支払う事務費負担金分として233万2,000円、歳出予算の事務経費に係る分として178万7,000円、保険基盤安定繰入金1,124万9,000円につきましては、低所得者の軽減保険料の町負担分です。それぞれ実績による配分及びルール分により一般会計から繰り入れるものであります。

4款1項1目繰越金の1,000円は科目の存置です。

5款諸収入1項延滞金加算金及び過料1目延滞金で1,000円、2項1目雑入が5万円です。

歳入合計は4,746万8,000円であります。

342ページ、歳出です。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費122万4,000円です。後期高齢者医療保険業務に要する一般事務経費とシステム協議会への負担金です。2項徴収費1目賦課徴収費26万3,000円です。賦課徴収に係る事務経費です。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金4,563万円です。19節の負担金補助及び交付金は、広域連合へ支払う事務費負担金として233万2,000円、保険料負担金分負担金3,204万8,000円は、町内の後期高齢者保険加入者が納める保険料です。保険基盤安定負担金1,125万円については、個人保険料の軽減分に対する町負担分です。それぞれ実績による配分及びルール分に基づくものであります。

3款諸支出金1款償還金及び還付加算金1目保険料還付金5万1,000円は、実績により保険料還付金として5万円、科目存置で還付加算金として1,000円を計上しております。

4款1項1目予備費に30万円を計上しており、歳出合計は4,746万8,000円、前年比97万8,000円の減となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 診療所事務長。

○診療所事務長（対馬憲仁君） 予算書の349ページ、お願いいたします。

議案第10号平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計予算でございます。

平成23年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算でございます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ10億921万2,000円と定めるものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

第2条は、地方債でございます。

地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債によるものでございます。

第3条は、一時借入金でございます。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は8億円と定めているものでございます。

第4条は、歳出予算の流用でございます。

地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものでございます。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用と定めるものでございます。

350ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございます。

歳入。

1款診療収入1項外来収入1億4,727万円。

2款使用料及び手数料1項使用料36万9,000円。

3款国庫支出金1項国庫補助金5,822万5,000円。

4款繰入金1項他会計繰入金3億8,048万9,000円。

5款1項繰越金1,000円。

6款諸収入1項雑入55万8,000円。

7款1項町債4億2,230万円。

歳入合計10億921万2,000円でございます。

次、歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費8億221万1,000円。

2款1項医業費9,036万9,000円。

3款1項公債費1,156万4,000円。

4款1項職員費1億406万8,000円。

5款1項予備費100万円。

歳出合計10億921万2,000円でございます。

352ページ、お願いいたします。

第2表、地方債でございます。

1件目は、起債の目的、診療所改築事業債、限度額は8,680万円。

2件目、起債の目的は、診療所設備整備事業債、限度額は3億3,550万円でございます。起債の方法は、証書借り入れ、または証券発行、利率は5%以内、償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定する者による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還または低利に借りかえすることができることとそれぞれ定めているものでございます。

事項別明細書の御説明を申し上げます。356ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款診療収入1項1目外来収入1億4,727万円につきましては、診療収入の現年度分及び滞納繰越分の前年度実績に基づく減等によるものでございます。

2款使用料及び手数料1項使用料1目各種使用料36万9,000円につきましては、前年同様でございます。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目医療施設等整備費補助金5,822万5,000円に

つきましては、診療所改築事業に伴う国庫補助金でございますが、建物本体分として5,035万円、医療機器分として787万5,000円でございます。

4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金3億8,048万9,000円につきましては、収入不足額を一般会計に求めている内容でございます。求める部分としましては1億1,755万9,000円、診療所の改築事業に伴う部分としては2億6,293万円でございます。

5款1項1目繰越金1,000円につきましては、科目存置でございます。

358ページをお願いします。

6款諸収入1項1目雑入55万8,000円につきましては、医師等医療技術者の食事代等でございます。

7款1項町債1目診療所事業債4億2,230万円につきましては、診療所改築事業費のうち、国庫補助金と診療所改築基金繰入金を差し引いた残りにつきまして町債に求めているものでございまして、建物分として診療所改築事業債8,680万円、備品の分として診療所設備整備事業債3億3,550万円となるものでございます。道支出金につきましては、廃目となるものでございます。

歳入合計10億921万2,000円でございます。

360ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費5,870万6,000円でございます。短期出張医師の分として費用弁償187万円の増、また、実績に基づきそれぞれ光熱水費110万円、あるいは修繕費等205万円、それぞれ減してございまして、そのほか医師の生活環境整備の一環として131万4,000円の増を見込んでいるものでございます。

364ページをお願いいたします。

2目診療所建設費7億4,350万5,000円につきましては、診療所改築事業に要する経費として、監理委託料、改築工事費、備品購入費をそれぞれ計上しているものでございます。

2款1項医業費1目医薬品衛生材料費3,165万4,000円につきましては、それぞれ実績に基づいて算出しているものでございます。医薬材料費、それから診療材料費もそれぞれ実績に基づきまして計上させていただいております。

2目の医業諸費5,871万5,000円、973万2,000円の減でございますが、短期出張医師の賃金の増、それから実績に基づくそれぞれ検査業務委託料の減、それから医療備品につきましては、診療所改築事業費の中でそれぞれ備品の整備を改築事業費の中で整備を予定したことから備品購入費975万円を減とした形で計上してございます。

366ページをお願いいたします。

3款1項公債費1目元金1,097万9,000円につきましては、町債元金償還金でございます。2目の利子58万5,000円につきましては、一時借入金利子でございます。

す。

4款1項職員費1目職員給与費1億406万8,000円につきましては、職員9名分の給与費でございまして、給料の削減額の緩和などとして給料128万9,000円の増、採用・退職及び会計間異動等などとして職員手当569万2,000円の減となるものでございます。

368ページ、5款1項1目予備費につきましては、前年同様で変わりありません。歳出合計は10億921万2,000円となるものでございます。

なお、この予算につきましては、3月1日開催の第1回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているものでございますので、御報告申し上げます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（村山修一君） ここで、2時まで休憩します。

午後 1時50分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（村山修一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（石岡 章君） それでは、予算書の383ページをお開きください。

議案第11号平成23年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算であります。

第1条で総則を定めております。

平成23年度目梨郡羅臼町の水道事業会計の予算は、次の定めるところによるものであります。

第2条で、業務の予定量を定めています。

1号、給水戸数を2,702戸。2号、年間総給水量62万7,804立方メートル。3号、一日平均給水量1,720立方メートル。4号、主たる建設改良事業として、共栄町配水管移設工事700万円とそれぞれ定めています。

第3条で、収益的収入及び支出の予定額を定めています。

収入で、第1款水道事業収益2億718万4,000円、第1項営業収益2億47万円、第2項営業外収益671万4,000円。

支出で、第1款水道事業費用2億718万4,000円、第1項営業費用1億4,639万1,000円、第2項営業外費用6,069万3,000円、第3項予備費10万円。

384ページをお開きください。

第4条で、資本的収入及び支出の予定額を定めています。

収入で、第1款資本的収入1億3,096万5,000円、第1項出資金1億2,996万5,000円、第2項負担金100万円。

支出で、第1款資本的支出1億3,096万5,000円、第1項建設改良費3,142

万8,000円、第2項企業債償還金9,953万7,000円。

第6条で、一時借入金の最高限度額を2億円と定めております。

第7条で、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めております。

次に、386ページをお開きください。

平成23年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算実施計画。

収益的収入及び支出につきまして御説明申し上げます。内容につきましては、備考欄のとおりでございますので金額のみ申し上げます。

収入であります。

第1款水道事業費収益1項営業収益1目給水収益2億33万8,000円、2目受託給水工事収益10万円、3目その他営業収益3万2,000円。

第2項営業外収益1目受取利息3万円、2目雑収入8万円、3目他会計補助金657万1,000円、4目過年度消費税3万3,000円。

支出であります。

第1款水道事業費用1項営業費用1目原水浄水費4,736万7,000円、2目配水給水費1,784万7,000円、3目受託給水工事費10万円、4目総係費1,445万2,000円、5目減価償却費6,525万5,000円、6目資産減耗費137万円。

第2項営業外費用1目支払利息5,169万8,000円、2目雑支出で100万円、3目消費税799万5,000円、3項1目予備費10万円。

388ページをお願いいたします。

収入であります。

第1款資本的収入1項1目出資金1億2,996万5,000円、2項1目負担金100万円。

支出であります。

第1款資本的支出1項建設改良費1目配水設備改良費1,200万円、2目営業設備費1,942万8,000円。

第2項1目企業債償還金9,953万7,000円。

それぞれ企業債の償還金を計上されています。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 総務企画財政課長。

○総務企画財政課長（寺澤哲也君） それでは、議案の59ページをお願いいたします。

議案第14号職員の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について。

職員の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

60ページをお願いいたします。

職員の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給料の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

内容であります。職員の給料月額につきましては、平成17年度は給料月額に100

分の5、18年度から21年度までは給料月額に100の10、また、去年は給料月額に100の8を乗じて得た額を減じて支給してまいりましたが、今回はこの率を100分の8から100分の3に改正するものであります。

附則として、この条例は平成23年度4月1日から施行する。

なお、参考資料の4ページ、資料3に新旧対照表を記載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（村山修一君） これで、議案の説明が終わりました。

◎散会宣告

○議長（村山修一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日は、午前10時開議といたします。

明日の議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これで散会します。どうもありがとうございました。

午後 2時08分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員